

宿泊約款

宿泊約款

令和7年1月8日

(通常範囲)

第1条

当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又一般に確立された慣習によるものとします。

当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込)

第2条

当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊者の連絡先
- (3) 宿泊日及び到着予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

1. 宿泊契約の申込みをした者は、当ホテルが宿泊者の氏名、住所、連絡先を記載した宿泊名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。

2. 宿泊客が、宿泊中に第1前項第32号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾した時ときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

1. 当ホテルは、宿泊予定日前の任意の日に、申込み時の連絡先に予約及び変更の確認の電話を差し上げることがあります。

2. 第1前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるとときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただくことがあります。

3. 申込金はまず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、取消料違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

5. 当ホテルは、宿泊客のチェックイン時に宿泊料金を請求し、連泊の場合は任意の時期に既に宿泊された分の精算を請求することがあります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

1. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

宿泊しようとする者は、正当な理由のない限り、前項の協力の求めを拒否することはできず、前項の協力の求めに応じず、後に当該者が特定感染症の患者等に該当したときは、消毒等の感染予防措置に要した費用、その間使用できなくなった施設、設備による逸失利益等一切の損害について、当該者が負担するものとします。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当ホテル内の秩序を乱す恐れがあると認められるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (6) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4 条の2 第1 項第2 号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (9) 天災、施設の故障、人員の不足、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊の申込みをした者が、自己の商業目的を秘して申込みを行ったとき。
- (11) 鹿児島県旅館業法施工条例第5条の規定する場合に該当するとき。

イ、宿泊しようとする者が、泥酔者で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。

ロ、 宿泊しようとする者が、身体又は衣服が著しく不潔であるために、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

宿泊客は、いつでも別表第2に記載の取消料を当ホテルに支払うことにより申し出て、宿泊契約の全部又は一部を解除することができます。

1. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
2. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 9 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
3. 前項に伴い、契約解除となった場合、当ホテルは、別表第2 記載の取消料を申し受けます。

(当ホテルの契約解除権)

第7条

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす行動、言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 鹿児島県旅館業法施工条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル(館)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- (9) 法令上又は事実上求められる感染予防の為に措置を行う、人的な余裕が当ホテルにないとき。

(宿泊の登録)

第8条

宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) その他当ホテルが必要と認める事項

1. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただくことがあります。

(客室の使用時間)

第9条

宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

1. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には利用規則次に掲げる追加料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル(館)内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条

当ホテル(館)の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間:

イ. 門限なし

ロ. フロントサービス24 時間

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12 条

宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

1. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

2. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13 条

当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

1. 当ホテル(館)は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14 条

当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

1. 当ホテル(館)は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15 条

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、は 10 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントに お預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害 が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合 を除き、10 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16 条

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7 日間保管し、その後遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。

2. 前2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1 項の場合にあっては前条第1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第32項の規定に準じるものとします。

(駐車責任)

第17 条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18 条

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第19条

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2 条第1 項及び第12 条第1 項関係)

		内 容
宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料金（室料（及び室料+朝食等の飲食料
	追加料金	②追加飲食（①に含まれるものを除く）
	税金	③消費税（地元消費税を含む）

備考

1.基本宿泊料は に掲示する料金表によります。

2. 子供料金は小学生に適用し、寝具等を提供したときは大人料金と同額
添い寝での宿泊の際は添い寝料金をいただきます。
また、朝食は別途子供料金をいただきます。

別表第2 取消料違約金(第6 条第2 項関係)

契約解除の通知を 受けた日 契約申込人数		不 泊	当 日	前 日	2 日 前	7 日 前
一般	9 名迄	100%	80%	50%	10%	10%
団体	10～99 名迄	100%	80%	80%	50%	50%
	100 名以上	100%	100%	80%	80%	50%

(注)

- 別表第1、別表第2 の表示で示す％は、各宿泊対象日に宿泊客が支払うべき宿泊
料金基本宿泊料と消費税の合計金額に対する取消料違約金の比率です。
- 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収受しま
す。
- 当ホテルが指定する特定日、宿泊パッケージ、特定団体は、別途違約金を定めその規定により徴
収します。

(付則)

この約款は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、社会情勢、経済情勢、その他諸般
状況変化、その他相当の事由があると認められた場合には、民法第548条の4の定型約款の変更規
定に基づき変更するものとします。
上記変更に伴いましては、変更後ご規定内容を店頭表示、インターネット、その他の相当方法で公
表し、公表の際に定める1カ月以上相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

利用規則

ホテル利用規則

令和7年1月8日

当ホテルでは、お客様に安全お過ごしいただくため、宿泊約款第10条に基づき下記のとおり利用規定を定めておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以下の規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第7条により宿泊、またはホテル内諸施設のご利用をお断り申し上げます。

1. 避難経路図は客子入りロドアの内側に掲示しております。お早めにご確認ください。
2. 館内パブリックスペース及び禁煙ルームでの電子タバコ等を含む喫煙は固くお断り致します。また、禁煙ルーム内への吸殻等のお持込みもお断り致します。お守りいただけない場合は、宿泊料金相当の違約金及び当ホテルに生じた損害相当額を請求させていただきます。
3. 火災の原因となるような行為は禁止致します。発火あるいは引火しやすい火薬、揮発油類等のお持込みもお断り致します。また、下記のような他のお客様のご迷惑になるようなもののお持込みはご遠慮ください。イ) 動物、鳥類、虫類 ロ) 常識量を超える物品 ハ) 悪臭を発するもの ニ) 許可証のない銃器、刀剣等
4. ご滞在中、客室から出られる際はルームキーのお取り扱いに十分ご注意ください。ルームキーを紛失、破損された場合はルームキー費用を請求させていただきます。
5. ご在室中、ご就寝の際はドアの内鍵をお掛けください。訪問者がある場合は、ドアスコープで訪問者をご確認いただくか、ドアガードを掛けたまま ドアを半開きにしてご確認ください。
6. 訪問客との客室内でのご面会をご遠慮ください。
7. お忘れ物は発見した日から 7 日間当ホテルで保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。
8. ご到着時にご宿泊料金が未決済の場合は、通貨(円)、又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊 券、クレジットカード等でのお支払いを申し受けます。
9. 客室内から電話をご利用の際は、施設利用料として電話料金が加算されます。予めご了承ください。
10. 賭博及び風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為は禁止致します。
11. 客室内の諸設備、諸備品等の移動はご遠慮ください。
12. ホテル敷地内で許可なく広告宣伝

物の配布、掲示、物品の販売、勧誘等の営業行為、及びビラ等の配布、署名活動、集会等をご遠慮ください。

13. 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可のない限りお断り致します。また、当ホテルが定める同意書の提出をお願いしております。

14. ご滞在中、フロントからのお勘定書の提示がございましたら、その都度お支払いください。

15. 従業員へのお心づけは、ご辞退申し上げます。

16. 館内パブリックスペース、レストランでの携帯電話の通話はご遠慮ください

17. お客様の安全確保、及びプライバシー保護の観点から、ホテル管理区域内での個人操縦による小型無人飛行機（ドローン・ラジコン等）の使用、飛行、撮影は、当ホテルの許可のない限りお断り致します。

18. 宿泊約款第 9 条 2 項に基づく時間外の客室使用追加料金は、下記の通りとします。

(1) 午後 1 時までは、1 時間毎に当ホテルが定める追加料金

(2) 午後 1 時以降は、当ホテルが定める 1 日分の宿泊料金 ただし、当ホテルが指定する特定日は、別途超過料金を定めその規定により収受致します